

大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事を実施する事業者を公募型プロポーザルにて、選定するために、必要な事項を定めるものとする。

参加者は、この実施要領を踏まえ、企画提案書及び関係書類を提出するものとする。

記

1 目的

本事業は、大多喜中学校における学校教育環境の向上及び災害時の避難所としての機能強化の一環として、大多喜中学校の屋内運動場及び柔剣道場に空調設備を整備するものです。これにより生徒に望ましい学習環境を提供するとともに耐災害性の向上を図ることとします。

また、事業実施にあたり、民間事業者のノウハウの活用を図り、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本町の財政負担を最小かつ平準化しつつ、短期間での空調設備の設置を実施するものです。

2 公募型プロポーザル方式採用の理由

工事の実施にあたっては、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）の持つノウハウの活用（改修工法）により、事業を効率的かつ効果的に実施することで、本町の財政負担を最小にしつつ安全性を確保したうえで、短期間に事業を完了するために公募型プロポーザルを実施します。

3 工事名

大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事

4 工事内容

別紙「大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

5 工 期

契約締結日の翌日から令和8年3月23日まで。

6 予定金額（上限金額）

工事請負費の上限額（消費税及び地方消費税含む。）

107,437,000円 とする。

※提案額の消費税については税率を10%で積算するものとする。

※提案の内容に関わらず、この上限を超える提案は受け付けない。

7 入札参加者に必要な資格に関する事項

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）における管工事に登載されている者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める管工事業の特定建設業の許可を受けている者で、大多喜町建設工事請負業者等指名停止要領による指名停止を受けていない者。
- (2) 千葉県内に営業拠点（本支店、営業所）がある者。
- (3) 本工事に1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2号イに該当する資格）を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できる者。
- (4) 過去10年間に、同種工事として、建物の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の新築、増築、改築又は改修に係る管工事を元請けで施工した実績のある者。ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成7年11月7日制定）に基づき結成された経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

8 実施スケジュール

公告日 令和7年4月1日（火）

参加表明及び質疑受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月14日（月）まで

※質問の回答については、原則質問書提出後3日以内に回答。

提案書類の提出期間 令和7年5月9日（金）午後4時まで

審査委員会 令和7年5月15日（木）

※詳細は提案書等提出者に後日通知。

9 現場確認

見積にあたり現場確認を希望する場合は、令和7年4月10日（木）午後3時までに次の連絡先へ、現場確認を行う日程及び時間を伝えること。

現場確認は、原則平日午前9時から午後5時の間で180分程度とし、1者につき1回とする。また、現場確認時に仕様等について疑義が生じた場合は、規定の方法により質問を行うこととし、その場での質疑応答はしないものとする。

連絡先：大多喜町教育委員会 教育課学校教育係 小林・大木

電話 0470-82-3010

10 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で受付け、回答する。

(1) 質問方法

ア 電子メールにより質問書（様式1）を提出すること。

イ 質問はまとめて提出すること。

(2) 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月14日（月）まで

(3) 回答方法

ア 全ての質問について、4月15日以降に参加業者全てに電子メールにて回答する。

イ 質問の回答は、参加業者からの質問に対してまとめて行う。

11 プロポーザル参加表明書の提出

(1) 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月14日（月）まで

(2) 提出書類

プロポーザル参加表明書（様式2）及び誓約書（様式3）

(3) 提出部数 各1部

12 提出書類

提出書類は、すべてA4縦判とし、次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書（様式4）

(2) 企画提案内容（任意様式）

別紙仕様書に基づき、応募者としての方針やアピールポイントについて、次の基本的内容を含めて明記すること。

ア 施工方法（屋内運動場内の空調効果（冷房時の気流の流れ等）に配慮し、その説明を含めること。）

イ 設備の性能等について（機種選定理由を含めること。）

ウ 本業務の実施体制及び業務フロー

（本業務実施に当たっての作業体制の考え方及び特色）

エ ランニングコスト

オ メンテナンス方法

(3) 工程表（任意様式）

(4) 企業概要（様式5）

(5) 受注実績表（様式6）

(6) 業務実施体制表（様式7）か又は（任意様式）

(7) 主担当者、施工業務責任者（予定者）及び工事監理業務責任者（予定者）の経歴及び実績（任意様式）

(8) 見積書及び見積内訳書（任意様式）

ア 業務内容の積算がわかるように見積金額（消費税相当額を含む）を記載すること。

イ 見積書には、社印及び代表者印を押印すること。

ウ 見積書の宛名は「大多喜町長 平 林 昇」とすること。

13 提出方法

持参又は郵送（提出期限日必着のこと）とする。

(1) 提出書類の取り扱い

ア 提出物についてはすべて返却しません。

イ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用すること

により生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負います。

ウ 契約事業者は提案書の内容を確実に履行してください。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は発注者と協議し同等の対応を行ってください。なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがあります。

エ 提案書の提出は、1者につき1案とします。

14 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認してください。

なお、契約後業務実施時における法令適合のリスクは選定事業者に属することとします。

15 提出部数等

提出書類(1)～(8)の順序で製本し提出すること。

また、表紙には件名として「大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事」と企業名称を表示すること。

正本1部（代表者印押印のもの）

副本6部（正本の写し）

16 プレゼンテーション

(1) 日時

令和7年5月15日（木）

実施時間については、令和7年5月12日（月）に、メールにて通知する。

なお、順番は企画提案書提出順とする。

(2) 場所

大多喜町役場本庁舎第3会議室（予定）

※控室は、第2会議室とする。（予定）

(3) 内容説明

ア プレゼンテーションによる企画提案書の説明20分以内（準備含む）

イ 審査委員による質疑（20分程度）

ウ 出席者は各事業者につき、3名までとする。説明者は本業務に直接係わる者とし、受託した際の業務責任者は必ず出席すること。

(4) その他

プレゼンテーションは企画提案書に基づいて行うものとし、追加の提案や資料は認めない。パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは町で用意し、パソコン等のその他の機器は提案者が持参すること。

17 審 査

(1) 選定方法

各事業者の企画提案等に基づき、大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において審査を行い、受託候補者を選定する。

(2) 評価方法及び評価基準等

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査、関係書類及び見積金額についての審査を行う。

(3) 提出者が1者の場合

提出者が1者の場合でも、評価委員会がその企画提案書等について、実施要領や仕様書等を満たすと判断した場合は、その1者を受託候補者として選定する。

(4) 選定結果

結果については、プレゼンテーション終了後10日以内（休日を除く）に各社に文書により通知する。

18 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、その事業者は失格とする。

- (1) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案額が上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと町が認める場合
- (6) その他、町が不適格と認めた場合

19 契約手続き

最優秀提案者と業務内容等について協議して最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、協議が整った後、速やかに契約を締結します。

なお、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次順位の提案者と同様の協議を行うことがあります。

20 契約保証金

契約者は、大多喜町財務規則第145条に基づき、契約締結時に契約保証金を納めるものとする。

21 その他

- (1) このプロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 業者選定における会議は、非公開とし、会議内容及び評価内容については公表しない。
- (3) 辞退する場合は、必ず辞退届を提出するものとする。(様式8)

22 提出先及び問合せ先

〒298-0292

千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地

大多喜町教育委員会 教育課学校教育係 小林、大木

電話：0470-82-3010 FAX：0470-82-2347

E-mail：kyouiku@town.otaki.lg.jp